主 文 原判決を破棄する。 被告人を免訴する。

本件控訴の趣意及びこれに対する答弁の要旨は、東京地方検察庁検事正代理検事田中万一作成名義の控訴趣意書並びに被告人提出及びそり弁護人青柳盛雄外二十三名共同提出の各答弁書に記載してあるとおりであるから、これをここに引用する。よつて次のとおり考察する。

原判決は、要するに、被告人に対する団体等規正令第十条による法務総裁の本件 出頭要求は、行政調査権の行使に名を籍り、本来犯罪捜査機関ですら強制捜査権を 行使し得ない事案につき敢てこれが強制権を乱用発動したものにかかり、被告人が これに応じなかつたからといつて、不出頭罪により逮捕してこれを刑罰に処するこ とは、憲法第三十一条、第三十三条に違反し、到底容認し得ないところであるか ら、被告人の本件不出頭の所為は、罪とならないものというべく、従つて被告人は 無罪であるというに在るものと解せられる。

でいる。 でいては、 でいては、 でのは、 でいる。 でい

本件公訴事実は、

被告人は、昭和二十五年七月三日法務総裁から団体等規正令第十条の規定により同月四日午前十時に、若し不能の節はできる限り速やかに東京都千代田区霞ケ関所在の法務府特別審査局に出頭すべき旨を要求され、同月八日頃までには右出頭要求のなされたことを了知したのに拘らず、その頃右の出頭要求に応じなかつたものであると言い、これに適用すべき罰条として「昭和二十四年政令第六十四号団体等規正令第十第一項、第三項、第十三条第三号昭和二十七年法律第八十一号破壊活動防止法附則第二項、第三項」を挙げている。

そこで、右公訴事実につき、その要求する犯罪の成立が認められるや否やの判断

をするについては、前段説明するところに照らし、当然、先ず、右に挙げている団体等規正令にかかる出頭要求に関する罰則規定が、果してわが国の憲法の条規に適合するものなりや否やの検討を遂げざるを得ないことになるわけであるから、この点について以下職権をもつて考察なる。

果して然らば、専ら行政調査のために関係人の出頭を要求し、その要求に応ぜざるときはその者を刑罰に処するものとして、間接にその要求を強制することは、これを容認し得るものがあるとは言えるにしても、当該法規上、その名において行調査のための出頭要求の如く見えて、実は、専らその要求を受けた者の犯罪事実の有無の究明のためにする出頭要求であるにもかかわらず、これが要求に応じないをもつて刑罰に処するが如きは、到底これを容認し得ないところである。すなわちをもつて刑罰に処するが如きは、到底これを容認し得ないところである。すなわちをしてれた認めるにおいては、捜査機関は、何時でも、単なるこれが不出頭罪の令状によってその者を逮捕し、ひいては本来の被疑事実について強制捜査を為し得ることとなり、その実質において、恰も本来の被疑事実について、いまだ、裁判官の

令状を求めるに足りる犯罪の証拠なきにかかわらずこれが事実につき、令状なくして逮捕したると同様の結果を招来するに帰し、斯くては、刑事訴訟法第百九十八条ないしはその母体たる憲法第三十三条、第三十一条の保障する被疑者の出頭拒否の権利は全く有名無実となり終り、その違憲たるやまことに明らかである。

本件公訴事実は、被告人につき右不出頭罪の成立ありとして刑罰権の確定を求めているわけであるが、被告人に対する本件出頭要求にかかる調査の目的が、被告人に対する本件出頭要求にかかる調査の目的が、被告人び第二条第二号違反の罪(政治団体の届出をしない罪)等の専ら被告人の犯罪事ない。原審も認定しているとおり本件記録ののものであつたことは、原審も認定しているとおり本件記録でいるとは証拠によりまことに明白であるから、本件公訴事実については、被告人のと言語により、被告人のと言言により免訴されて然る等規正の記念を表示との規定につき違憲無効な場合あることの前提に立たず、判決に影響をおな理由により、被告人を無罪としたことは、とりもなおさず、判決に影響をな理由により、被告人を無罪としたことは、とりもなおさず、判決に影響をあるな理由により、被告人を無罪としたことに言いるにおいてその破棄を免がれない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十二条第二項、第三百八十条、第三百九十七条第一項に則り原判決を破棄し、同法第四百条但し書の規定により被告事件について更に判決をするのに、同法第四百四条、第三百三十七条第二号の規定に従い主文のとおり判決をする。

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)